



一般財団法人 千葉県社会保険協会

月刊 社保ちば

11

NOVEMBER

2025

目次

●日本年金機構からのお知らせ●

- ・11月30日は年金の日 未来の自分に、今日できること。 … 2

●協会けんぽ千葉支部からのお知らせ●

- ・医療機関や薬局では、
おトクなジェネリック医薬品をえらびませんか? …… 3
- ・被扶養者資格再確認にご協力をお願いいたします …… 4
- ・知っておきたい! 柔道整復師(整骨院・接骨院)のかかり方 … 4

●千葉県社会保険協会からのお知らせ●

- ・「いちご狩り」補助券を配付します …………… 5
- ・写真コンテスト作品募集します …………… 6

割引券(補助券)ご利用に際してのお願い

天候等、様々な理由により各施設の営業情報が変わる場合がございます。当協会が配付しております割引券(補助券)をご利用の際には、各施設のホームページ等にて最新情報を必ずご確認くださいませようお願い申し上げます。

千葉県社会保険協会のホームページ ➡ <https://shaho-chiba.jp>



スマホ対応してます

日本年金機構からのお知らせ

いい みらい
11月30日は年金の日

未来の自分に、
今日できること。

年に一度は、ねんきんネットでチェック。

将来の
年金見込額が
見られます。

保険料納付
記録も確認
できます。

年金関係の
手続きがスマホで
できます。

ねんきんネットで年金情報を確認

詳しくは

ねんきんネット

検索

https://www.nenkin.go.jp/n_net/



「ねんきんネット」に関するお問い合わせは専用番号へ



0570-058-555

050 から始まるお電話でおかけになる場合は 03-6700-1144

受付時間

- ・月曜日 午前8時30分～午後7時
- ・火～金曜日 午前8時30分～午後5時15分
- ・第2土曜日 午前9時30分～午後4時

※月曜日が祝日の場合は、翌日以降の開所日初日に午後7時まで相談をお受けします。
※第2土曜日を除く土日祝日、12月29日～1月3日はご利用いただけません。

協会けんぽ千葉支部からのお知らせ



医療機関や薬局では、 おトクなジェネリック医薬品 を選びませんか？



ジェネリック医薬品に関する詳細はこちら



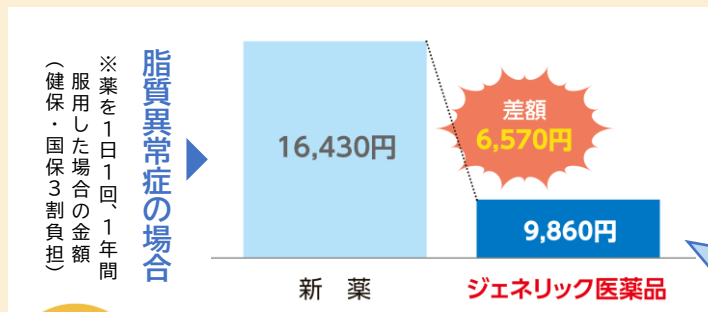
ジェネリック医薬品について知ろう！

その
1先発医薬品より
低価格

先発医薬品の特許期間が過ぎたあと、同じ有効成分を利用して研究開発することから、開発コストを大幅に抑えることができます。

その
2先発医薬品と同等の
効果・安全性

先発医薬品と同じ有効成分を同量含んでおり、効き目や安全性が新薬と同等であると国から認められています。



！
新薬の開発には数百億円もの資金が必要と言われており、こうしたコストが新薬の価格に反映されています。

その
3

飲みやすいように改良したり様々な工夫がされています

ジェネリック医薬品の中には先発医薬品と色や形、味や香り等が異なるものもあります。製剤開発の工夫により、飲みやすく改良されることがあるからです。



大きさを小さく

水なし
でも飲めるお薬に錠剤を
ゼリー状や液状に

苦みを抑える

その
4

ジェネリック医薬品を選択しないとお薬代が高くなることも

ジェネリック医薬品があるお薬で、**先発医薬品の処方希望される場合**、**「特別の料金」をお支払いいただく仕組み**が令和6年10月より始まっています。
※先発医薬品を処方・調剤する医療上の必要があると認められる場合等は、特別の料金は発生しません。

特別料金の対象となる
医薬品の一覧などはこちら



「特別の料金」とは…通常の1～3割の患者負担とは別に、先発医薬品とジェネリック医薬品の薬価の差額の1/4相当の料金

プラス

もっと知りたい！

ジェネリック医薬品はどれくらい使用されているの？

① ジェネリック医薬品の使用割合は年々上昇しており、協会けんぽ千葉支部の使用割合は**89.5%^(※)**です。 ※令和7年4月診療分

ジェネリック医薬品を処方してもらうにはどうすればいいの？

① まずは、かかりつけの医師または薬剤師にご相談ください。

※現在一部のジェネリック医薬品におきまして、供給不足や欠品が生じており、切り替えを希望されても難しい場合があります。切り替えを希望される方は医療機関や薬局とよくご相談ください。

協会けんぽ千葉支部からのお知らせ

被扶養者資格再確認にご協力をお願いいたします

協会けんぽでは、保険給付の適正化等を目的に、健康保険の被扶養者となっている方が、現在もその状況にあるかを確認させていただくため、「被扶養者状況リスト」を事業主様へお送りし、被扶養者資格の再確認を実施しています。

令和7年度の実施内容

確認の対象となる方

以下のいずれかに該当する被扶養者

- 1 健康保険の資格が重複している可能性が高い方
- 2 同居が扶養認定の要件となっている続柄の方のうち、被保険者と別居している可能性が高い方
- 3 令和6年中の課税収入額が130万円(60歳以上は180万円)の金額を超過している方(18歳未満の方や直近で認定された方を除く)

※上記に該当する被扶養者がいない場合は、再確認の必要がありませんので、事業主の方へ被扶養者状況リストはお送りしておりません。

送付日

令和7年11月6日(木)発送

提出期限

令和7年12月12日(金)

被扶養者資格
再確認に
ついて詳しくは
こちら



加入者の皆さまの保険料負担の軽減につながる大切な確認となりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

知っておきたい!

柔道整復師

(整骨院・接骨院)

のかかり方

柔道整復師による治療では、健康保険の対象となる場合と、ならない場合があります。負傷の原因や症状を正しく伝えたくて受診してください。



柔道整復師(整骨院・接骨院)のかかり方について詳しくはこちら



柔道整復師にかかる場合の注意事項

- ✓ 負傷の原因を正しく伝えましょう。
- ✓ 「療養費支給申請書」の内容をよく確認し、委任欄は必ず自分で記入しましょう。
- ✓ 領収証を必ずもらいましょう。
- ✓ 治療が長引く場合は一度医師の診断を受けましょう。
- ✓ 「ついでに他の部分も」「家族に付き添ったついでに」といった「ついで」の受診は支給対象外です。



協会けんぽより負傷原因、治療年月日、治療内容などを文書で照会させていただくことがあります。照会があった際は、ご自身で回答書を記入し、ご提出いただきますようお願いいたします。

健康保険の対象となる場合



外傷性が明らかな

打撲・捻挫・挫傷(肉ばなれ等)・骨折・脱臼

※負傷原因がはっきりしていて慢性に至っていないケガに限られます。
※骨折・脱臼については医師の同意が必要です。(応急処置を除く)

健康保険の対象とならない場合

- ・肩こり、筋肉疲労
- ・慰安目的のあんま・マッサージ代替りの利用
- ・病気(神経痛・リウマチ・五十肩・関節炎・ヘルニアなど)からくる痛み・こり
- ・脳疾患後遺症などの慢性病
- ・過去の交通事故等による後遺症
- ・症状の改善が見られない長期の治療
- ・仕事や通勤途上におきた負傷



全国健康保険協会 千葉支部
協会けんぽ

〒260-8645

千葉市中央区新町3-13 日本生命千葉駅前ビル2階



043-332-2811

営業時間 平日 8:30~17:15



11/17から配付受付!

補助券を 配付します

ところ	山武市成東 山武市成東観光苺組合 加入いちご園 ☎0475-82-2071 (観光案内所)	
	船橋市 田中園 船橋市二和東4-2-8 予約直通 ☎080-6338-0537 (9:00~17:00)	
利用期間	令和8年1月5日(月)~5月5日(火・祝)	令和7年12月中旬以降~令和8年5月末
注意事項	・予約がないと入園できない場合があります。お出かけの際は、必ず農園に最新情報をご確認くださいようお願いいたします。	・ 予約優先です 。予約がないと入園できない場合があります。ご利用の際は、補助券利用専用の予約フォーム(補助券に印刷されている二次元コード)から、もしくは、上記の予約直通電話にてご予約ください。
補助金額	400円 ※入園料から補助金額を差し引いた料金を農園にお支払いください。 ※入園料は、農園および時期によって異なります。ホームページ等でご確認ください。	400円 ※入園料から補助金額を差し引いた料金を農園にお支払いください。 ※入園料は、時期によって異なります。ホームページ等でご確認ください。

補助券について

※1地区 1事業所 15枚まで。補助券がなくなり次第配付を終了します。

**利用対象者** 当協会会員事業所の健康保険被保険者と被扶養者**申込方法** 「申込書」に必要事項を記入し、返信用封筒(110円切手貼付・送付先明記)を必ず同封のうえ下記までご郵送ください。※必ず「社会保険ちば2025秋号」の申込書(コピー)、もしくは当協会HPの会員専用ページでダウンロードした申込書でお申込ください。**申込先** 〒260-0001 千葉市中央区都町3-18-13(一財)千葉県社会保険協会

千葉県社会保険協会からのお知らせ

令和7年度 写真コンテスト 作品募集 のご案内

思わず撮れた瞬間や思い出あふれる瞬間など、皆さまの作品をお待ちしております！

応募期間	令和7年 12月1日(月) ～ 令和8年 1月8日(木) 必着
題材	自由。「四季の風景」「心に残るスナップ(思い出に残る感性あふれる写真)」「文化・スポーツ・社会の変化を記録したもの」や千葉県内の「祭り」や「行事」など大歓迎です。
作品サイズ	六ツ切り～四ツ切り版またはA4サイズ(カラー)
応募資格	当協会会員事業所の健康保険被保険者と被扶養者
送付先	〒260-0001 千葉市中央区都町3-18-13 (一財)千葉県社会保険協会 写真コンテスト 宛
審査員	丹羽 敏政 氏 (全日本写真連盟関東本部委員)
発表	当協会ホームページ(令和8年3月アップロード予定)および「月刊社保ちば2026年3月号」に掲載し、作品応募者へ通知します。
賞	推薦1点・特選2点・準特選2点・秀作8点 ※入賞賞品をご用意しています。
応募上の注意	① 作品は未発表のものに限ります。 ② 応募点数は1人7点以内まで ③ 下記の応募票をコピーし、必要事項をご記入のうえ、応募作品の裏面に貼付してください。 ④ 入賞の応募作品は返却いたしません、選外作品につきましては返却します。 ⑤ 応募作品は当協会機関紙「社会保険ちば」・「月刊社保ちば」の表紙に使用させていただく場合があります。 ⑥ 入賞作品の原版(ネガ・デジカメデータ等)は、入賞発表後、提出していただく場合があります。



-----コピーしてお申込みください-----

写 真 コ ン テ ス ト 応 募 票			
氏 名		男 ・ 女 歳	
事業所名	〒		
所在地			
電話番号			
画 題			
撮影場所	(市)		
カメラ		撮影月	月
フィルム・デジタル区分	フ ィ ル ム ・ デ ジ タ ル		

※ご記入いただいた個人情報は、写真コンテスト(当協会ホームページおよび機関誌への掲載含む)以外には利用いたしません。

記事提供/日本年金機構 ・ 全国健康保険協会(協会けんぽ)千葉支部